

ダスキン労組における有期契約社員の 雇用安定に向けた取り組み

2014.3.10(月)



ダスキン労働組合

会社について

社名の由来

ダストコントロール

+

ぞうきん



会社概要

【社名】 株式会社ダスキン（大阪府吹田市）

【設立】 1963年2月4日

【資本金】 113億円

【売上高】 1,681億円（2013年3月期 連結）

【従業員】 1,952名(単体)



事業内容

おそうじ・生活関連

- おそうじ用具のレンタル
- プロのお掃除
- 家事代行
- イベント企画・運営など



外食関連

- ミスタードーナツ
- かつアンドかつ
- どん
- ベーカリー(新規事業)



給与もボーナスも無い変わった会社

【従業員】 = 働きさん

【給与】 = お下り

【賞与】 = ご供養

祈りの経営
ダスキン

創業者の言葉より

働くとは、**傍(はた)の人を楽にさせる**ということ。
会社の中では上役も下役もありません。**役職は、
たまたまの当番**に過ぎません。

労働組合について

労働組合の概要

【名 称】 UAゼンセン ダスキン労働組合

【代 表 者】 中央執行委員長 下 二郎

【設 立】 1999年 6月5日

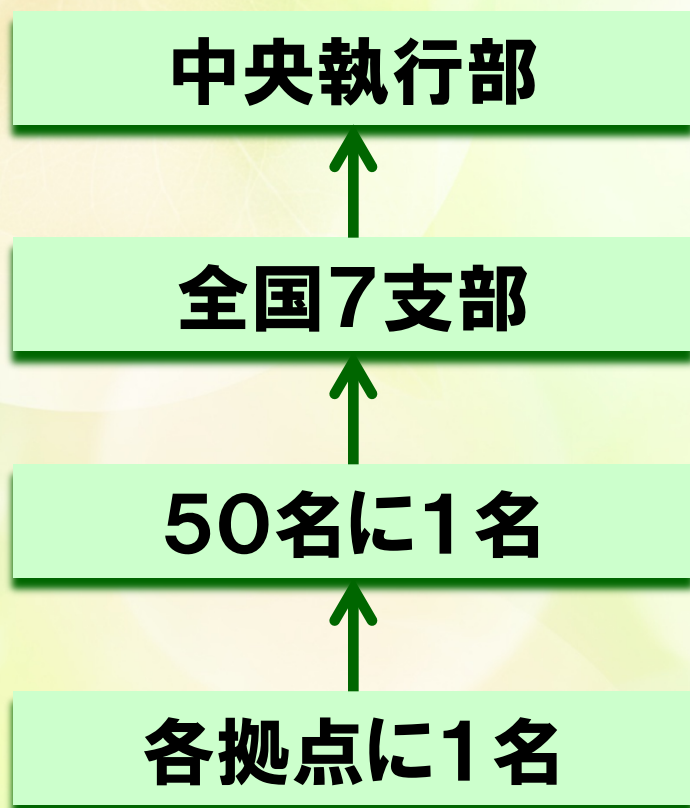
【役 員 数】 本部役員 18名、うち専従者 4名

(女性役員比率 38.8%)

【組合員数】 3,050名(うち非正規雇用 1,180名)

※関係会社含む

組合組織について



本部役員 18名

支部役員 57名

代議員 113名

職場委員 247名

2013年8月1日現在

社員区分について

区分	フルタイム		パートタイマー			アルバイト
	正働きさん	限定働きさん	定時働きさんA	定時働きさんC	定時働きさんD	アルバイト
勤務時間等	7時間45分	7時間45分	6～7時間30分	6～7時間30分 週4～5日 30～35時間	4～7時間30分 週3～5日 20～30時間未満	個別に定める
お下り	月給	日給	時間給	時間給	時間給	時間給
ご供養	有	有	有	有	無	無
社会保険	有	有	有	有	労災・雇用保険	労災保険のみ
退職金	有	無	餞別金	一時金	無	無
定年	60歳	60歳	60歳	60歳	60歳	無
契約期間	無	有	有	有	有	有
契約期間	—	3年目までは1年更新、以降は定年まで契約期間の定めなし	3年目までは1年更新、以降は定年まで契約期間の定めなし	3年目までは1年更新、以降は定年まで契約期間の定めなし	3年目までは1年更新、以降は定年まで契約期間の定めなし	6ヶ月以内で個別に定める
組合加入	組合員	組合員	組合員	組合員	非組合員	非組合員

これまでの有期契約社員 の雇用安定に向けた取り組み

2009年（春闘）

① 正社員への登用制度を導入

- ・有期雇用社員が希望すれば、正社員採用試験を受験できるようになった。
- ・但し、勤続要件(3年)、年齢制限(40歳まで)があり、全員が対象とはなっていない。

その後、多数の有期雇用社員が正社員として登用されてきた実績がある。

2010年（春闘）

② 組合員範囲の拡大

- ・有期雇用社員(パートタイム労働者)を組合員として組織化することに成功する。
- ・その後、関係会社にも範囲を拡大する。

夏期・冬期の一時金制度を創設し、所得格差の一部是正を行った。

2011年（春闘）

③ 一時金の増額要求

・有期雇用社員（契約社員）

夏期・冬期一時金（各5万円） ⇒ **各7万円へ**

・有期雇用社員（パートタイム社員）

夏期・冬期一時金（各3万円） ⇒ **各5万円へ**

その他、ボランティア休暇の導入など

有期雇用から無期雇用への 転換に関する取り組み

労使協議の積み重ね

**（課題）1年契約をいつまでも繰り返していても
良いものだろうか？**

- 例えば、ダイフク事件（名古屋地判平7・3・24労判678号47頁）、明石書店事件（東京地判平21・12・21労判1006号65頁）等を参考にしつつ、労使で意見交換を重ねてきた経緯がある。

2013年（春闘）

④ 改正労働契約法を上回る仕組みを！

・無期契約転換（合意内容）

同一の有期労働契約が3年を超える場合は、契約更新の際に**本人からの申し込み如何に関わらず**、期間の定めのない労働契約（無期契約）に転換させるものとする。2013年4月1日より実施する。

連合通信、月刊「労働組合」より取材申し込みがあり、想像以上に大きな反響があった。

就業規則の該当箇所

第6章 人事

(雇用契約)

第51条 雇用契約期間は、原則として4月1日から翌年3月末日迄とする。

2. 前項の期の途中で入社した場合は、入社日から直後の3月末日迄の契約とする。
3. 限定働きさんが希望する場合、以下の基準を満たした場合のみ契約を更新するものとする。
 - (1) 限定働きさんの業務に対する能力及び適性に問題がないこと。
 - (2) 限定働きさんの他の働きさんとの協調性に問題がないこと。
 - (3) 限定働きさんの勤務態度に問題がないこと。
 - (4) 契約満了時の業務量から、更新の必要性があること。
4. 前項の規定に関わらず、更新が3年以上に跨るときは、期間を定めず雇用延長するものとする。

今後の課題

非正規雇用組合員の処遇改善

(課題) 関係会社への拡大適用

- ・親会社である(株)ダスキンは無期契約転換制度が導入されたが、関係会社(18社)は法律通り(5年)の運用である。

また、明確な理由が無い場合、3年未満の雇止めを認めない方向でチェックする必要がある。

ご清聴ありがとうございました。